㊂若狭民乱運但之（九、二〇－九、二四）
所在地、福井県遠敷郡中名田村
労働者、三五人
参加者、全員、
原因及経過、
事業不振ノ為賃金ノ一割値下ケ九月二十日ヨリ実施スル旨
九日勝エ側ヨリ値下撤回方要求シ事業主ニ於テ之ヲ拒絶シタルニ
因テ翌二十一日罷業ヲ決行セリ然ルニ九月廿四日左記条件ニテ
ノ解決ス、
一、本月廿日賃金ノ一割ノ値下ハ十月ヨリ実施スルコト
一、休日ニ於ケル納付ノ方法ハ（廿八日付）納付者ヲ以テ従来通トス
一、従来ノ……

一、仕事ノ従事者ハ事業主ト（協定）ノ上事業ヲ行フ
㊁千綿郵便局（九、一四－九、一五）
所在地、長崎県東彼杵郡千綿村
労働者、七名
参加者、五名
原因及経過、
食糧価格ノ昂騰ニ依リ生活困難ヲ訴ヘ去ル十日ニ於テ局長ニ対シ給料ノ増額ヲ
従来ノ同様ニ要求シタルモ局長ハ之ヲ拒絶シタルヲ以テ
不満ヲ抱キ九月十四日罷業ヲ決行シタルモ（同日）局長ノ説得ニ依リ
職工ハ局長ノ意見ヲ容レ自発的ニ就業スルコトトシ解決
翌十五日就業セリ